

雇用助成金を正しく有効活用しよう

雇用保険事業で運営されている助成金は全額事業主負担で払い込んだ雇用保険料を有効活用することであり、きちんと申請し雇用の安定のために有効に活用するための制度です。

■受給できるか調べてみたい場合には

下記に記入してFAXいただければ、該当するか判定し、FAXにてご返信いたします（**無料**）

■申請を行うには

* 助成金申請については、法令に沿った**就業規則等の変更届**等が必要です。

報酬を得て、雇用保険事業の助成金申請代行ができるのは社会保険労務士だけです。

受給できるか雇用助成金を調べてみよう（法人・個人問わず）

- Q 1. 貴社は雇用保険に加入していますか？ はい ・ いいえ
 その人数は？ （ 人）
- Q 2. 過去に就業規則を労働基準監督署に届出たことがありますか？ ある ・ ない
- Q 3. 就業規則で定年は何歳になっていますか？ （ 歳）
- Q 4. 最近売上または生産量が減っていますか？ はい ・ いいえ
- Q 5. 雇用している障害者・60歳以上の従業員数（雇用保険加入者） （ 人）
 出産前・後の従業員数（雇用保険加入者） （ 人）
- Q 6. 従業員の雇入れを予定していますか？ はい（約 人） ・ いいえ
 一般従業員 上級職（年棒350万円以上） 障害者
 パート、アルバイト 高齢者（60歳以上）
- Q 7. 貴社はパート従業員はいますか？ はい（約 人） ・ いいえ
- Q 8. 新規事業（部門）を始める予定がありますか？ はい ・ いいえ
- Q 9. 今までに助成金を受給したことがありますか。あればその名前：（ ）

会社名		事業所名	
所在地			
業種		TEL	
担当者様		FAX	

こちらにFAXをお送りください（担当 田中） **FAX : 0532-35-9934**

お問い合わせはお気軽に下記までどうぞ！！（**無料**）

愛知県社会保険労務士会所属

豊橋商工会議所会員

田中社会保険労務士事務所

〒441-8032 愛知県豊橋市花中町74番地ヤマニ花中ハイツ102

人事労務・個別労働紛争・助成金に関する問い合わせ Tel 0532-33-0518

社会保険労務士には、法律で、**守秘義務**が課せられています。安心してお電話ください。

田中社会保険労務士については、愛知県社会保険労務士会Tel052-889-2800にお問い合わせください